

新座市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(令和5年新座市告示第283号)

(趣旨)

第1条 この告示は、太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者に対して新座市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（第4条第1項第1号において「対象者」という。）は、次の要件に該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する者であって、自己の居住の用に供する住宅に次条第1項に規定する対象設備を設置するもの

イ 市内の事業所において事業を営む者であって、当該事業所に次条第1項に規定する対象設備を設置するもの

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 環境価値（次条第1項に規定する対象設備による発電に係る二酸化炭素の排出削減効果に関する付加価値をいう。）を、その電力の供給を受けて使用する者に帰属させること。

(4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の定めによる固定価格買取制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに規定する接続供給を行わないこと。

(6) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定）に定める遵守事項（専ら固定価格買取制度の認定を受けた者に対する事項を除く。）を遵守すること。

(7) 次条第1項に規定する対象設備により発電した電力につき、次のア又はイに掲げる区分に応じ当該ア又はイに定める割合以上の電力量を当該申請に係る建築物の敷地内において自ら消費すること。

ア 第1号アに該当する者 30パーセント

イ 第1号イに該当する者 50パーセント

(8) 次条第1項に規定する対象設備に係る法定耐用年数を経過するまでの間、

当該設備の導入による二酸化炭素の排出の削減に係る効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、次に掲げる設備であって、第6条第1項の規定による交付決定の通知のあった日以後に締結する契約により設置するものとする。

(1) 太陽光を利用して発電を行う設備であって、次の要件に該当するもの（以下「太陽光発電設備」という。）

ア エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。次号アにおいて同じ。）の排出の削減に効果があること。

イ 商品化され、導入実績があること。

ウ 未使用品であること。

エ 他の補助制度等による補助の対象となっていないこと。

(2) 太陽光を利用して発電した電気を蓄電する設備であって、次の要件に該当するもの（以下この号カ及び次条第1項第2号において「蓄電池」という。）

ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があること。

イ 商品化され、導入実績があること。

ウ 未使用品であること。

エ 平時において充放電を繰り返すことを前提とすること。

オ 停電時にのみに利用する非常用予備電源でないこと。

カ 蓄電池の価格及び設置工事に要する費用の額の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の蓄電容量1キロワットアワー当たりの額（次条第1項第2号において「基準額」という。）が、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める額以下であること。

(ア) 4,800アンペアアワー・セル未満のもの 155,000円

(イ) 4,800アンペアアワー・セル以上のもの 190,000円

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が別に定める仕様を満たすこと。

ク 他の補助制度等による補助の対象となっていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、PPA又はリース契約により設置する設備は、対象設備としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を合算した額とする。

(1) 太陽光発電設備 対象者が設置する太陽光発電設備の最大出力（キロワッ

トを単位とし、小数点以下の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)に1キロワット当たり90,000円を乗じて得た額又は次のア若しくはイに掲げる区分に応じ当該ア若しくはイに定める額のいずれか低い額

ア 第2条第1号アに該当する者 450,000円

イ 第2条第1号イに該当する者 1,800,000円

(2) 蓄電池 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 第2条第1号アに該当する者 基準額に31分の18を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に当該者が設置する蓄電池の蓄電容量(キロワットアワーを単位とし、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。イにおいて同じ。)又は5キロワットアワーのいずれか低い方を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 第2条第1号イに該当する者 次の(ア)又は(イ)に掲げる蓄電池の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める額に当該者が設置する蓄電池の蓄電容量又は20キロワットアワーのいずれか低い方を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(ア) 前条第1項第2号カ(ア)に該当する蓄電池 基準額に31分の18を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(イ) 前条第1項第2号カ(イ)に該当する蓄電池 基準額に19分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 補助金の交付は、対象設備を設置する建築物1棟につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

(1) 対象設備の設置に係る見積書の写し

(2) 対象設備の設置場所の案内図

(3) 対象設備の仕様書の写し

(4) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める書類

ア 第2条第1号アに該当する者 住民票の写し

イ 第2条第1号イに該当する者 確定申告書の写しその他の事業を営んで

いることが確認できる書類

- (5) 市税の納税証明書
- (6) 誓約書（申請者用）
- (7) 誓約書（施工業者用）
- (8) 対象設備に係る電力の発電量及び消費量の計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、第2条第1号アに該当する者にとっては対象設備を設置しようとする日の属する年度の12月10日とし、同号イに該当する者にとっては当該年度の10月末日とする。

（交付決定）

第6条 前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る対象設備（次条及び第8条第1項において「交付決定設備」という。）の設置に関する契約を締結することができるものとする。

（変更等承認申請）

第7条 交付決定者は、第5条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は交付決定設備の設置を中止しようとするときは、新座市太陽光発電設備等設置内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第8条 交付決定者は、交付決定設備の設置の完了後、速やかに新座市太陽光発電設備等設置完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定設備の設置に係る契約書、領収書及び保証書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し（電力受給契約を締結する場合に限る。）
- (3) 交付決定設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、第6条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度の2月10日とする。

（交付確定通知）

第9条 前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補

助金の額を確定し、新座市太陽光発電設備等設置費補助金交付確定通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、新座市太陽光発電設備等設置費補助金請求書により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第384号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第113号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。